川井浄水場再整備事業 特定事業の選定

平成 20 年 3 月

横浜市水道局

目 次

第1	特定事業の選定に係る評価の結果	1
第2	評価の方法及び内容	1
1	評価の方法	1
2	定量的評価の前提条件	1
3	定量的評価(財政負担見込額の比較)	2
4	定性的評価(公共サービスの水準の評価)	2
第3	まとめ	3

第1 特定事業の選定に係る評価の結果

川井浄水場再整備事業(以下「本事業」という。)を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。最終改正平成18年法律第53号。以下「PFI法」という。)に基づきPFI事業として実施することにより、横浜市水道局(以下「水道局」という。)が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた水道局の財政負担見込額が約7%削減されるとともに、公共サービスの水準の向上を期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められ、 ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定する。

第2 評価の方法及び内容

1 評価の方法

- (1) 本事業をPFI (Private Finance Initiative) 事業として実施することにより、 事業期間を通じた水道局の財政負担の削減を期待できること、または水道局の財政負 担が同一の水準にある場合であって公共サービスの水準の向上を期待できることを 選定の基準とした。
- (2) 水道局の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担見込額を算出の上、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。
- (3)上記の財政負担見込額の算定に加え、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準について、定性的な評価を行った。

2 定量的評価の前提条件

本事業を、水道局が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担 見込額を比較して定量的評価を行うに当たり設定した主な前提条件は、次のとおりであ る。

なお、これらの前提条件は、水道局が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

<算定に当たっての前提条件>

	水道局が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担見込	① 開業費	① 開業費
額の主な内訳	② 設計費	② 設計費
	③ 建設費	③ 建設費
	④ 工事監理費	④ 工事監理費
	⑤ 維持管理費(修繕費を含む。)	⑤ 維持管理費(修繕費を含む。)
		⑥ 保険料
		⑦ 租税公課
		⑧ モニタリング費

	水道局が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
共通の条件	① 維持管理期間:20年	
	② 割引率:3.0%	
	③ インフレ率:0.0%	
建設費・工事	水道局及び同種の公共施設の実	水道局が直接実施する場合に比
監理費に関す	績並びに近年の物価水準等を勘	べ、一定割合の削減が実現するも
る事項	案して設定	のとして設定
維持管理費に	水道局の同種の公共施設の実績	水道局が直接実施する場合に比
関する事項	等を勘案して設定	べ、一定割合の削減が実現するも
		のとして設定
資金調達手法	① 起債	① 自己資金
	② 自己資金	② 銀行借入

3 定量的評価 (財政負担見込額の比較)

本事業はPFI事業として実施することにより、設計・建設から維持管理までを一括して特定事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)に委ねるため、各業務を個別に発注する場合と比較して効率化が図られ、結果として費用の最小化を視野に入れた整備が可能になる。

上記前提条件に基づく水道局の財政負担見込額について、水道局が直接実施する場合 とPFI事業として実施する場合を比較すると、次のとおりとなる。

<財政負担見込額の比較>

	水道局が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
現在価値換算 での指数	100	93

⁽注) 指数は、水道局が直接実施する場合の財政負担額を100 とした。

4 定性的評価(公共サービスの水準の評価)

本事業をPFI事業として実施することにより、以下に示すような公共サービスの水準の向上を期待することができる。

(1) 最適な維持管理サービスの提供

事業者のノウハウや創意工夫が十分に発揮され、最適な維持管理サービスの提供が期待できる。

(2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において予め発生するリスクを想定し、その責任分担を水道局と 事業者との間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が 可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

特に、建設段階におけるリスク管理が効率的に行われることにより、工期の短縮が 図られ、早急な浄水場施設の整備に資することが期待できる。

(3)安全性の更なる向上

設計・建設から維持管理までを一括して事業者が行うこと、リスク分担の明確化等により、一貫した体制採用による安全性を重視した施設づくり、より一層適切かつ迅速な対応ができることによる維持管理における安全性の向上など、直接的・間接的に

安全性の更なる向上につながることが期待できる。

(4) 財政支出の平準化

水道局が自ら実施した場合、短期間に水道局の予算に初期投資費用を計上することになるのに対し、PFI事業として実施する場合、サービスの対価として毎年一定額を支払うことから、水道局の財政支出を平準化することが可能になる。

第3 まとめ

- (1) 浄水場施設の品質及び機能を維持しつつ、建設費の抑制が期待できる。
- (2) 水道局が直接実施する場合に比べ、事業者による定期的な維持等に加えて、水道局によるモニタリング活動とその結果を反映した事業者の維持管理業務の適切な改善により、施設の予防保全を基調としたライフサイクルコストの改善が期待できる。
- (3)問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。
- (4) 施設づくりや維持管理において、事業者のノウハウや創意工夫を活かし、安全性の 更なる向上が期待できる。

以上により、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められる。